

J A M 政策 NEWS

2015年3月3日 第2015-14号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本礼一

【編集】政策・政治グループ

TEL 03-3451-2425

E-Mail : seisaku.seiji@jam-union.jp

労働政策審議会

労働基準法等の一部を改正する法律案要綱を答申

2月17日、労働政策審議会に対し労働基準法等の一部を改正する法律案要綱が諮問され、労働条件分科会と安全衛生分科会では提示された法律案要綱について議論を行ってきました。

3月2日、労働政策審議会は※労働者代表委員からの意見を付記した答申を行いました。厚生労働省はこの答申を踏まえ法律案を作成し今通常国会へ提出します。

【法律案要綱のポイント】（施行期日：1は2019年4月1日、他は2016年4月1日）

1. 中小企業における月60時間超の時間外労働への割増賃金率の適用猶予廃止

月60時間を超える時間外労働に関する割増賃金率（50%超）について、中小企業への猶予措置を廃止する。

2. 健康確保のために時間外労働に対する指導の強化

時間外労働に関する行政官庁の助言指導に当たり、「労働者の健康が確保されるよう特に配慮しなければならない」旨を規定する。

3. 年次有給休暇の取得促進

使用者は、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対し、そのうちの5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。ただし、労働者の時季指定や計画的付与により取得された年次有給休暇の日数分については時季の指定は要しないこととする。

4. フレックスタイム制の見直し

「精算期間」の上限を1ヵ月から3ヵ月に延長する、併せて1ヵ月当たりの労働時間が過重にならないよう、1週平均50時間を超える労働時間については、当該月における割増賃金の支払い対象とする。

5. 企画業務型裁量労働制の見直し

企画業務型裁量労働制の対象業務に「事業運営に関する事項について企画、立案調査や分析を行い裁量的にPDCAを回す業務」と「課題解決型提案営業」を追加するとともに、対象者の健康・福祉確保措置に充実等の見直しを行う。

6. 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

- ・業務の範囲が明確で一定の年収要件（少なくとも1000万円以上）を満たす労働者が、高度な専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合に、健康確保措置等を講じること、本人の同意や委員会の決議等を要件として、労働時間、休日、深夜の割増賃金等の規定を適用除外とする。
- ・制度の対象者について、在社時間が一定時間を超える場合、事業主は、その労働者に対し、必ず医師による面接指導を実施しなければならないこととする。（労働安全衛生法の改正）

7. 企業単位での労使の自主的な取り組みの促進

企業単位での労働時間等の設定改善に関する労使の取り組みを促進するため、企業全体を通じて設置する労働時間等設定改善企業委員会の決議をもって、年次有給休暇の計画的付与等に関する労使協定に代えることができることとする。

※労働者代表委員からの意見

- ・企画業務型裁量労働制について、みなし労働時間制のもとに長時間労働に対する抑止力が作用せず、その結果、長時間労働となるおそれが高まる労働者の範囲が拡大することとなることから、対象業務を追加することは認められない。
- ・高度プロフェッショナル制度について、既に柔軟な働き方を可能とする他の制度が存在し、現行制度のもとでも成果と報酬を連動させることは十分可能であり、新たな制度の創設は認められない。
- ・すべての労働者を対象に労働時間の量的上限規制および休息时间（勤務間インターバル）規制を導入すべき。